

# 秦野市地域密着型サービスの利用に関する事務処理要領

(令和4年1月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要領は、地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用の原則)

第2条 認知症対応型共同生活介護等を利用できる者は、原則として他市区町村から本市に転入し、3か月を経過する者とする。

(利用の例外)

第3条 前条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、例外的に認知症対応型共同生活介護等を利用できるものとする。

- (1) 本市に生活拠点を置くことを目的に転入した後、認知症状等の悪化により認知症対応型共同生活介護等の利用が必要になった場合
- (2) 本市に2親等以内の親族が居住し、その親族から継続的な支援を受けるため、本市に転入した後、認知症状等の悪化により認知症対応型共同生活介護等の利用が必要になった場合
- (3) 現在、他市区町村の認知症対応型共同生活介護等に入所している者が、本市に居住する2親等以内の親族から今後継続的な支援を受けるため、本市の認知症対応型共同生活介護等の利用を希望する場合
- (4) その他前3号に相当する特別な事情があると市長が認める場合

(条件付与)

第4条 認知症対応型共同生活介護等の指定又は指定更新を行う場合は、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第8項の規定に基づき、第2条及び第3条の規定を条件付与するものとする。

(事前相談)

第5条 認知症対応型共同生活介護等又は居宅介護支援の事業者は、第3条の規定を満たす者から認知症対応型共同生活介護等の利用に関する相談を受けた場合、利用開始希望日の14日前までに本市に事前相談を行うものとする。

2 事前相談を行う事業者は、利用を希望する理由、親族等からの継続的な支援の有無、入居等を予定している事業所の空き状況、待機者の状況その他必要と認める事項を記載した書類を本市へ提出するものとする。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。